# 浜松市週休2日制工事(建築工事)実施要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する建築 工事において費用を適切に計上し、週休2日を確保する工事(以下、「週休2日制工事」 という。)の実施にあたり、必要な事項を定める。

## (対象工事)

- 第2条 「週休2日制工事」の対象は、市長事務部局が発注し、浜松市建築工事積算基準 決定要領に基づき積算する、建築・建築設備工事を対象とする。ただし、次の号に掲げ る工事は対象外とする。
  - (1) 当初設計金額 400 万円以下の工事
  - (2) 契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が1週間程度の工事
  - (3) 対象とすることが適当でないと工事担当課が判断した以下の工事
    - ① 災害復旧工事や急施行工事など緊急性の高い工事

## (用語の定義)

- 第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。
  - (1) 週休2日
    - ① 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。
    - ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所 (現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
    - ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
  - (2) 対象期間

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通 して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事(一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。 以下同じ。)の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通し て現場作業が無い状態をいう。

### (達成基準)

第4条 週休2日の達成基準は、以下のとおりとする。

## (1) 完全週休2日(土日)

完全週休2日(土日)の達成は、対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所(現場休息)日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

### (2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

## (3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日(現場休息日)を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日(土日)に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降 雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日 数に含めるものとする。

## (発注方式等)

第5条 発注方式は次による。なお、分離発注工事の場合は、全ての工事について同一 の方式を選択する。

## 完全週休2日(土日)

受注者が対象期間開始前に「完全週休2日(土日)」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式。協議の結果、「完全週休2日(土日)」に取り組まない場合でも、月単位の週休2日もしくは通期の週休2日は必須とする。

#### (積算方法等)

第6条 積算方法等は次のとおりとする。

#### (1) 補正方法

対象期間中の現場閉所(現場休息)の状況に応じた別に定める補正係数により労務費 (予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載 価格(材工単価)の労務費)及び現場管理費を補正する。

## (2) 積算及び変更方法

「完全週休2日(土日)」の達成を前提に、労務費及び現場管理費を補正し工事費を積 算して予定価格を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、「完全週休2日(土日)」が未達成の場合は、補正係数を変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

また、対象期間開始前に受注者が「完全週休2日(土日)」の取組を希望しない場合 (「完全週休2日(土日)」の取組の協議が整わなかった場合を含む。) については、契 約締結後における直近の変更契約等に併せて、「月単位の週休2日」の補正係数に変更 するものとする。

なお、対象期間開始前に受注者が「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」の 取組を希望しない場合(「完全週休2日(土日)「月単位の週休2日」の取組の協議が整 わなかった場合を含む。)については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて 補正係数を除した変更を行うものとする。

## (対象工事である旨等の明示)

第7条 対象工事である旨の適否の明示は次のとおりとする。

契約方式ごとに、次に掲げる書面への記載(電磁的記録を含む。)を、別紙を参考に行うものとする。

- (1) 一般競争入札の場合:入札公告、現場説明書及び参考数量書
- (2) 指名競争入札の場合:指名通知書、現場説明書及び参考数量書
- (3) 随意契約の場合 : 現場説明書及び参考数量書

## (現場閉所の確認方法等)

- 第8条 現場閉所(現場休息)の確認方法等は次のとおりとする。
  - (1) 現場閉所(現場休息)の確認方法
    - ① 工事着工前
    - ・ 監督員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注 者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
    - ・「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
    - ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所(現場休息)の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員に提出する。
    - ② 工事着工後
      - ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」等の修正

に当たっては、受注者間で調整を行う。

・ 監督員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認する。

## ③ その他留意事項

- ・ 現場閉所(現場休息)の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事 務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)の日に 作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な 施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離発注 工事を含む。)の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合 は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が、現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

#### (適正工期の設定等)

- 第9条 適正工期の設定等は次のとおりとする。
  - (1) 適正な工期の確保

余裕期間制度<sup>※1</sup>を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」<sup>※2</sup>等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(2) 工事成績評定

週休2日が達成された場合は、担当監督員の評価項目「休日確保(4週8休以上)」で評価する。

(3) 元請下請の取引の適正化

週休2日制工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないよう受注者に指導する。

- ※1 「浜松市工事着手日選択型工事実施要領」を参照する。
- ※2 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管長会議取りまとめによる。(H30.2.9)

## 附則

- この要領は、令和4年2月1日から施行する。
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- この要領は、令和6年10月16日から施行する。
- この要領は 令和7年10月29日から施行する。

#### 【完全週休2日(土日)】

- 1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日制工事である。
- 2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
- (1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。
- ①対象期間の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上の現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- (2) 受注者は、次のいずれかの取組については、協議に関わらず取り組むものとする。 ①対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が 28.5%(8日/28日)以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする
- ②対象期間内の現場閉所率が、28.5% (8日/28日)以上となるよう現場閉所を行う。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。
- 3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。
- 4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、 対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 5. 2(1)①を前提に補正係数 1.02による労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)の補正及び補正係数 1.01による現場管理費(原則として、現場管理費率相当額)の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、2(1)①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2(1)①及び 2(2)①が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が 2(1)①の取組を希望しない場合(2(1)①に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。)については、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。

【完全週休2日(土日)(分離発注工事)の場合】

- 1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。
- 2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
- (1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。
- ①対象期間の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)において、原則として土曜日及び日曜日を現場休息日に指定し、週ごとに2日以上の現場休息を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行うこととする。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- (2) 受注者は、次のいずれかの取組については、協議に関わらず取り組むものとする。 ①対象期間の全ての月ごとに、現場休息日数の割合(以下「現場休息率」という。)が 28.5%(8日/28日)以上となるよう現場休息を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- ②対象期間内の現場休息率が、28.5% (8日/28日) 以上となるよう現場休息を行う。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場休息に含めるものとする。
- 3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である○○工事、○○工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。
- 4. 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。
- 5. 2(1)①を前提に補正係数 1.02 による労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)の補正及び補正係数 1.01 による現場管理費(原則として、現場管理費率相当額)の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場休息の達成状況を確認し、2(1)①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2(1)①及び2(2)①が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が2(1)①の取組を希望しない場合(2(1)①に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。)については、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。